

幹事会の設置について

（平成 24 年 4 月 24 日
消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部長決定
案）

1. 消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部（以下「本部」という。）の下に幹事会を置く。
2. 幹事会は、幹事として指定する以下の官職にある者により構成する。
議長 内閣官房副長官補
構成員 総務省大臣官房総括審議官
総務省自治税務局長
財務省主税局長
厚生労働省政策統括官
農林水産省経営局長
経済産業省経済産業政策局長
中小企業庁長官
国土交通省政策統括官
公正取引委員会事務局経済取引局取引部長
3. 議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者
に出席を求めることができる。
4. 幹事会の庶務は、総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機
関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要
な事項は、議長が定める。